**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

2　法附則第五条第一項に規定する指定登録機関として、次の者を指定する。

| 名　称 | 主たる事務所の所在地 | 指定の日 |
|---|---|---|
| 公益財団法人社会福祉振興・試験センター | 東京都渋谷区渋谷一丁目五番六号 | 令和四年四月一日 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第七十九号**

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第一号ニの規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額の算定）<br>**第百三十五条の五の二**　令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額は、支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。<br>一　イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額<br>イ　(1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数（(2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零）<br>(1)　（略）<br>(2)　各支部の(1)に規定する総得点の上位三分の一の範囲に属する総得点のうち最も低い総得点として協会が定める数<br>ロ　（略）<br>二・三　（略）<br>2　前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。<br>一～三　（略）<br>四　支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認めた者の保険医療機関の受診率<br>五　（略） | （令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額の算定）<br>**第百三十五条の五の二**　令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額は、支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。<br>一　イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額<br>イ　(1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数（(2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零）<br>(1)　（略）<br>(2)　各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数<br>ロ　（略）<br>二・三　（略）<br>2　前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。<br>一～三　（略）<br>四　支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率<br>五　（略） |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（報奨金の額の算定に関する経過措置）

2　改正後の健康保険法施行規則第百三十五条の五の二の規定は、令和六年三月以後に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。以下この項において同じ。）に係る報奨金（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第一号ニに規定する報奨金をいう。以下この項において同じ。）の額の算定について適用し、同年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率に係る報奨金の額の算定については、なお従前の例による。

**○農林水産省令第三十三号**

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第四条第一項第二号ホの規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

農林水産大臣　金子原二郎